

榛南おやこ劇場規約

第一章 総則

第1条 この会は児童文化を愛好する子どもと大人の自主的な会であり、「榛南おやこ劇場」と呼び、事務局を榛原町内に置きます。

第二章 目的

第2条 この会は優れた文化に接し、会員の交流を深め、親子のみずみずしい感性と創造性を育み、健全な成長をはかります。

第三章 活動

第3条 この会の目的を達成するために、次の活動を行ないます。

1. 児童劇、人形劇、音楽などの優れた芸術を定期的に観賞します。
2. 会員の自主的な活動（キャンプ、まつりなど）をすすめます。
3. 機関誌、ニュースを発行します。
4. 児童文化を追求する諸団体、近隣おやこ劇場等と提携し、優れた児童文化の創造、普及発展に努めます。
5. このほか、この会の目的にそった諸活動をします。
6. 個人が劇場以外で劇場名を使用する場合は、運営委員会の承認を必要とします。

第四章 会員・組織

第4条 この会の目的に賛同した人で満4歳以上の人は誰でも、定められた手続きを経て自由にこの会の会員になることができます。

第5条 会員は一定の会費を払い、会の活動に参加します。

第6条 会員は原則として地域、劇場などを単位に3家族以上でサークルを作ります。
ただし、個人や家族だけでも入会できます。
入会は当月分の会費と入会金を以ってとします。

第7条 各サークルは代表者を選びます。

第8条 この会の活動、連絡などはサークル単位で行ないます。

第9条 各サークルは会員の民主的な話し合いによって、この会の目的にそった自主活動をすることができます。

第10条 会の運営を円滑に行なうために、サークルをブロック別にまとめます。

第11条 この会の退会は自由ですが、事務局への手帳の返却を必要とします。

第五章 機関

第12条 この会は次のような機関を置いて運営します。

1、総会 2、運営委員会 3、専門部会

第13条 総会はこの会の最高機関であり、各サークルから選ばれた代議員によって構成し、年1回運営委員会が召集します。尚、必要に応じて臨時総会を招集することが出来ます。代議員は各サークルから1名とし、サークルの会員20名を超すごとに1名ずつ増やします。但し、会員はオブザーバーとして自由に参加できます。

第14条 総会の成立は代議員の過半数の実出席を必要とし、次の事項を審議し、議決は出席代議員の過半数の賛成を必要とします。

1、経過報告 2、予算決算の報告承認 3、活動方針の承認 4、例会企画などの活動計画の決定 5、役員決定 6、規約の改廃 7、その他、必要と認めた事項

第15条 運営委員会は正副運営委員長、事務局長、専門部長、ブロック長によって構成され、総会の方針に基づき、会の運営を円滑にする為の諸活動を行ないます。

第16条 次の専門部を運営委員会のもとに置き、会の運営に関する日常活動を行ないます。

1、文化部 2、編集部 3、例会部 4、その他

第17条 この会は運営委員会のもとに事務局を設け、会の活動を円滑にする為に事務局員を置き、日常業務を行ないます。

第六章 役員

第18条 この会は次の役員を置き、任務は次の総会までとします。

運営委員長1名、副運営委員長3名、事務局長1名、各専門部長各1名 ブロック長
会計監査2名

第19条 役員に欠員が生じた場合は委員会で専任し、任期は前任の残任期間とします。

第七章 財政

第20条 財政は会費で運営され、会費は月額千円とし、前納制とします。入会金は1人500円とします。

第八章 改正

第21条 この会の改廃は総会によって行ないます。

第九章 雑則

第22条 本規約は、1989年9月24日より実施する。

1994年10月8日一部改正

1996年10月20日一部改正

1997年10月19日一部改正

2001年10月21日一部改正